

# 第3次清川村総合計画

水と緑の心の源流郷 きよかわ

“輝き・愛着・誇り”を育む村づくり をめざして



第3次清川村総合計画基本構想の実現に向けたキーポイント

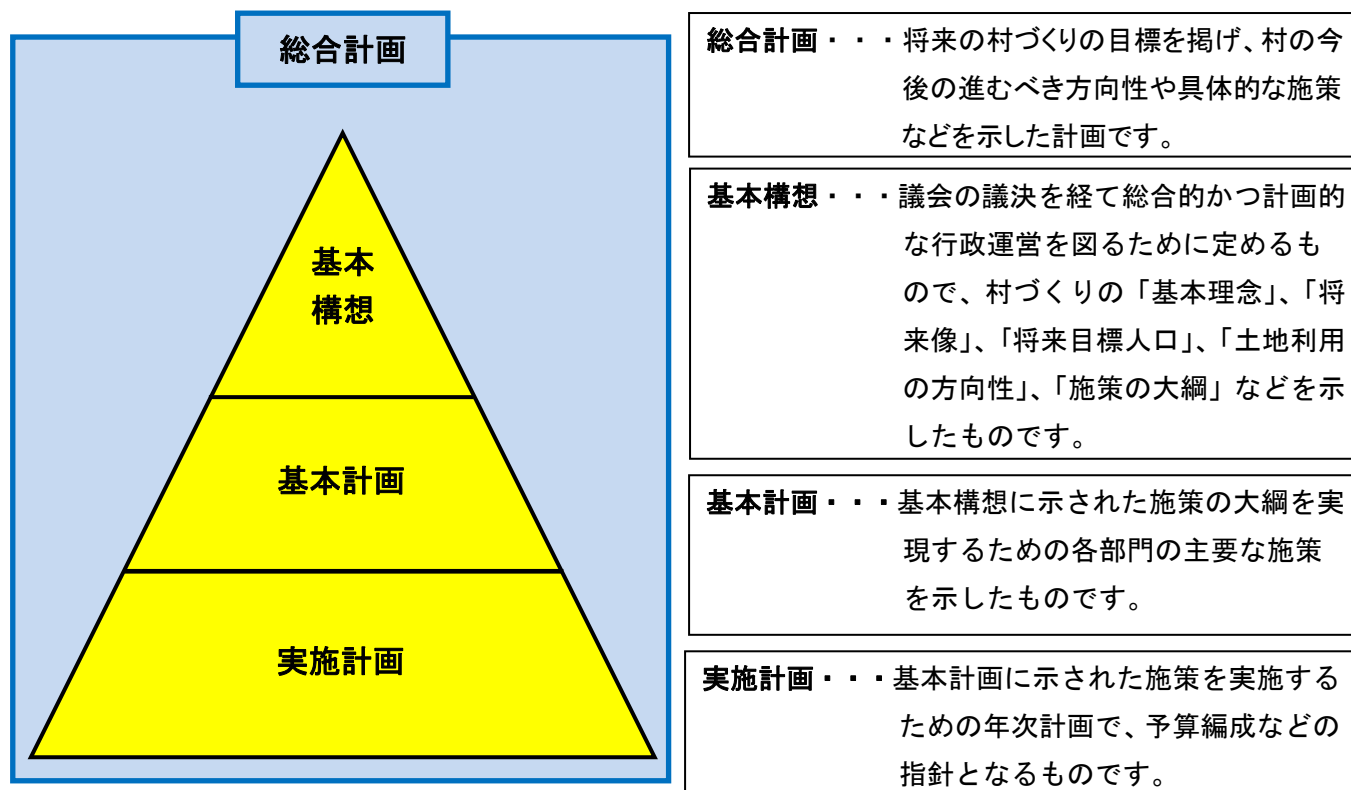
“人づくり”と“協働”

## ○新たな総合計画について

<1> 計画の名称 第3次清川村総合計画

<2> 計画の構成

村の総合計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造とします。



<3> 計画の期間

### ①基本構想

◆計画期間：平成26年度（2014年度）～平成35年度（2023年度）の10年間

新（第2次）総合計画は、平成6年度（1994年度）～平成25年度（2013年度）の20年間

### ②基本計画

◆前期基本計画：平成26年度（2014年度）～平成30年度（2018年度）の5年間

◆後期基本計画：平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）の5年間

※社会経済情勢の変化等に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、各5年の計画期間とします。

新（第2次）総合計画では、

・前期基本計画：平成6年度（1994年度）～平成12年度（2000年度）の7年間

・中期基本計画：平成13年度（2001年度）～平成18年度（2006年度）の6年間

・後期基本計画：平成19年度（2007年度）～平成25年度（2013年度）の7年間

### ③実施計画

◆計画期間：3年間

※毎年度策定し、ローリング方式により見直します。

## ○基本構想について

### <1> 基本理念

村民と行政が力を合わせて、より良い村づくりを総合的に進めるため、「清川村村民憲章」を基本理念とします。

#### 清川村村民憲章（昭和48年10月制定）

緑の山々、国定公園丹沢の美しい大自然にかこまれて住む、私たち清川村民は、恵まれた環境にふさわしい近代的産業文化の向上と、豊かな生活をめざして、ここに村民憲章を定めます。

- 1 私たちはたがいにたすけあい、明るい村をつくりましょう。
- 1 私たちは健康に気をつけ、豊かな家庭をつくりましょう。
- 1 私たちは山や川をきれいにし、美しい村をつくりましょう。
- 1 私たちはきまりを守りよい習慣を育て、住みよい村をつくりましょう。
- 1 私たちは教養を深め、文化の高い地域をつくりましょう。

### <2> 将来像 **水**と**緑**の**心**の源流郷

新（第2次）総合計画の将来像を第3次総合計画においても引き継ぎます。  
副題は、『輝き・愛着・誇り を育む村づくり』とします。

“輝き”とは、光り輝く村の魅力や希望を表します。

“愛着”とは、村を愛おしく思う郷土愛を表します。

“誇り”とは、県内で唯一の村など、村民が持つ誇りを示します。

新（第2次）総合計画の副題は、『あたたかみと活力ある村づくり』でした。

### <3> 将来目標人口 10年後（平成35年）は **3,500人** をめざします

将来目標人口は、新（第2次）総合計画の将来目標人口6,000人を見直し、3,500人となりました。

村の将来人口を単純に推計（コーホート人口推計）すると、平成35年の総人口は2,932人（国勢調査人口）と予測されていますが、村では、過去の村の歴史の中で、人口バランスが維持され、最も村に活力があった時期（おおよそ平成2年～22年の20年間）の人口規模・約3,500人（国勢調査人口）を10年後の将来目標人口としています。

村が想定した将来目標人口（3,500人）は、本村にとって地域社会やコミュニティなどの取り組みが活発に行われる人口規模であることのほか、幼稚園、小・中学校の教育体制が維持され、豊富な教育内容が提供でき、活力ある教育環境が保持されることや、いままで整備を進めてきた上下水道などの公共施設を効果的に運用できる人口規模であり、また、村民への行政サービスを維持し運営するために、最低限の職員数を確保できる人口規模であると考え将来目標人口としています。

新（第2次）総合計画では、平成6年の計画策定時に、20年後（平成25年）の将来目標人口を6,000人としていました。

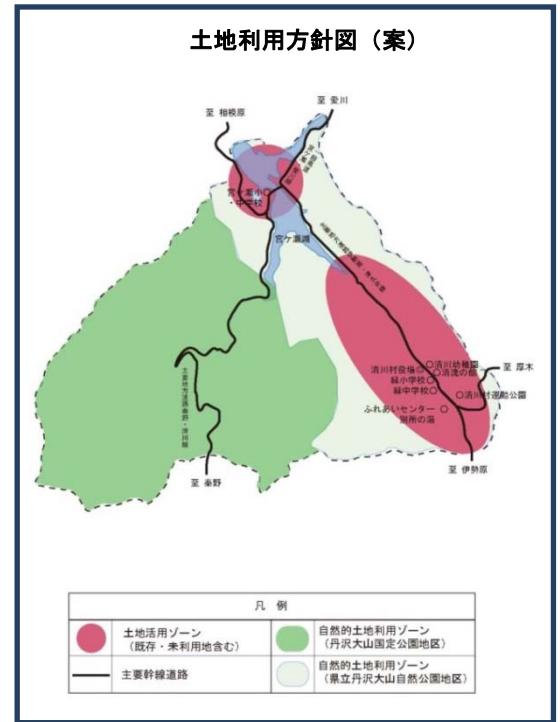
## <4>土地利用の方向性

**豊かな自然環境を維持し、活力と魅力あふれる  
地域環境の形成をめざします**

土地利用については、新（第2次）総合計画で定めた土地利用の考えを第3次総合計画においても継承し推進します。

全域が都市計画法の都市計画区域外である村において、適切な土地利用を図るため「清川村特定地域土地利用計画」に沿って、計画的な村づくりを推進します。

歴史的風土や農林地の保全、治山・治水、公害防止などに十分配慮しながら、将来目標人口の確保と優れた自然環境の維持・創造に努め、地域の特性を活かしながら、活力と魅力あふれる地域環境の形成をめざします。



## <5>施策の大綱

第3次総合計画では、新（第2次）総合計画で4つで構成した大綱を5つの大綱で構成することしました。

これは、超高齢化社会を迎え、喫緊の行政課題に取り組む必要があることやこれからの将来の村を担う「人づくり」のための中長期的な対策が求められていることなどから、新（第2次）総合計画で福祉と教育がひとつになっていた大綱を2つに分け取り組むこととしています。また、村民との協働により、多様で適切な公共サービスの実現を目指した村づくりを進めます。

- I 自然と調和した住みよい村づくりの推進
- II 地域の特性を生かした産業振興と活性化の推進
- III 生涯を健康で安心して住み続けられる村づくりの推進
- IV 誇りを持って村を支える人づくりの推進
- V 村民と行政が築く行政の推進

新（第2次）総合計画では、

- I 自然と調和とした住みよい村づくりの推進
- II 地域の特性を生かした産業振興と活性化の推進
- III 生きがいと思いやりの福祉、豊かな人間形成と文化の向上の推進
- IV 行政組織の充実強化と開かれた村政の推進

問い合わせ 清川村政策推進課政策推進係

電話 046-288-1213

Eメール [kiyokawa@town.kiyokawa.kanagawa.jp](mailto:kiyokawa@town.kiyokawa.kanagawa.jp)